

【公印省略】

事 務 連 絡
令和4年12月6日

大牟田市居宅介護支援専門員連絡協議会
会 長 林 洋一郎 様

大牟田市保健福祉部福祉課
介護保険担当課長 龍 俊彦

新型コロナウイルス感染症に係る
要介護認定の臨時的な取扱いの終了について（通知）

日頃より本市の介護保険行政の推進にご理解を賜り厚くお礼申し上げます。
標記のことにつきまして、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、国の通知に基づき令和2年4月より要介護認定の有効期間を臨時的に12ヵ月延長することを可能としていましたが、今般、別紙「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の取扱いについて」（令和4年10月14日付 厚生労働省老健局老人保健課）に基づき臨時的な取り扱いを終了することとします。

つきましては、今後の取り扱いは下記のとおりとなり、令和5年4月1日以降に有効期間満了日を迎える被保険者については、通常どおり認定調査を実施することとなりましたのでご了承ください。

記

1. 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに有効期間満了日を迎える被保険者
通常どおり認定調査を実施
2. 有効期間満了日が令和5年3月31日までの被保険者
臨時的な取扱いにより従来の有効期間終了日から12ヵ月を合算することが可能

【問い合わせ先】

大牟田市保健福祉部福祉課
介護認定担当
TEL 41-2683 FAX 41-2662